

第3回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会 議事録

◆ 日 時 平成28年11月7日(月) 15:00～16:00

◆ 場 所 大分市保健所 6階 大会議室

◆ 出席者

【委 員】

奥田 憲昭 委員長、廣瀬 惇子 副委員長、藤田 敬治 委員、宮邊 和弘 委員、
宮町 良広 委員、阿部 俊作 委員、荒金 一義 委員、板場 奈美 委員、
小原 美穂 委員、葛西 満里子 委員、鳥居 登貴子 委員、分藤 貴弘 委員、
姫野 敏朗 委員、玉衛 隆見 委員、伊藤 真由美 委員、江藤 郁 委員
(計16名)

【事務局】

企画部参事 縄田 睦子、同部次長 西田 充男、同部次長兼企画課長 永松 薫、
企画課参事補 金子 明弘、同主任 松本 明子、同主任 恵藤 淳矢、

【傍聴者】

なし

◆ 次 第

1. 開会

2. 議事

(1) 条例の規定の検討について

★前文

★第1章(第1条～第2条)

★第2章(第3条～第4条)

★第3章(第5条～第10条)

★第4章(第11条～第21条)

★第5章(第22条～第27条)

★第6章(第28条～第31条)

★第7章(第32条)

★附則

★その他(新たな視点の追加について)

(2) その他

<第3回 検討委員会>

事務局	皆さん、こんにちは。 本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。 ただいまより、第3回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会を開催いたします。 それでは、これより、議事に入らせていただきますが、検討委員会設置要綱第6条第1項において「委員長が委員会の議長となる」となっておりますことから、奥田委員長さんに進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。
委員長	それでは、議事に移ります。 前回第2回検討委員会では、各条文及びその規定に基づくこれまでの行政の取組みを説明いただきましたが、本日はそれを踏まえ、具体的に条例の規定を見直すべきかどうか、この検討委員会において議論したいと思います。 議事の進め方についてですが、次第に記載しておりますとおり、各章ごとに区切って議論していきたいと思います。 なお、本日の事務局からの説明は、委員の皆様の議論のきっかけとしまして、市民アンケートで市民の方々からいただいた具体的な修正意見についての市としての見解を示していただくこととしておりますが、これらの修正意見以外にも委員の皆様からご意見等いただければと考えております。 それでは、まず「前文」について、事務局の説明を求めます。
事務局	説明に入ります前に、本日使用する資料ですが、説明に当たっては、本日お配りの『『条文についての具体的な意見』に対する市の見解』と書かれたA4左肩をホチキス止めしている資料をご覧くださいと思います。議論の進行に当たっては、前回検討委員会で配布しておりますファイル資料を適宜使用していただきますようお願いいたします。 それでは、「前文」についてでございますが、「前文」では、市民が決意表明する形で条例を制定する意義について記載しております。 市民アンケートでの具体的な修正意見はございません。 「前文」についての説明は以上でございます。
委員長	「前文」については、市民アンケートでは修正意見等はなかったとのことですが、委員の皆様からご意見やご質疑はございませんか。
委員	私はこの条例で、「前文」と「第6章」が少し気になっています。「前文」については、例えば憲法の場合は国民主権、平和主義の記載があり、日本国憲法の特徴と言ってよいと思います。しかしこの条例の前文を見ても、この条例が何を言わんとしているのか分からない。この条例でいいますと最後の4行ぐらいのところが中心なのでしょうけれども、そこに引っかかりを覚えました。この条例の特徴はここだという言葉が見当たらないような気がします。

委員長	最後の４行にその辺りの趣旨が書かれていると思われますが、事務局として何かありましたらお願いします。
事務局	この「前文」ですが、４段落に分かれておりまして、基本的には大分市民がこの条例を作ったというような形で位置づけを行いながら、策定当時の検討委員さんがこの「前文」を作ったものでございます。 そのため、「前文」全体にわたって、大分市民の気持ちや思いを率直に述べたような文面になっています。特に第４段落ですが、実はこれは逐条解説にも書かせていただいていますように、大分市民として日本国憲法に謳われる基本的な人権の尊重や法の下での平等などを常に念頭に置きながら、相互に協力してまちづくりに取り組んでいこうというような意味合いで作っています。そしてこの条例が大分市の最高規範として位置づけられているということで前文を書かせていただいています。
委員	分かりました。憲法を尊重しながら、大分市を引き継ぎ、発展させていこうということで、まあそれを機会あるごとに市報などで皆様に呼びかけて頂けたら、多少関心を持っていただけると思います。今のところはあまり関心を持っていない人が結構いると思います。以上でございます。
委員長	他にございますか。 なければ、次に「第１章」について、事務局の説明を求めます。
事務局	「第１章」総則では、本条例の目的や定義を記載しております。 市民アンケートでの修正意見ですが、第２条について、「市民」の定義は「日本国籍を持ち、市内に住所を有する者」のみにすべきではないかとの意見でございました。市の見解ですが、本条例は広くまちづくり全般に関わる方針決定であるとしており、そこには本市に住所を有する個人・法人だけでなく、本市に通勤・通学する人、地域活動団体やボランティア団体等さまざまな団体が本市のまちづくりに何らかの形で関わりをもっていく必要があると考えていることから、本条例では「市民」という用語に広い意味を持たせているところでございます。 「第１章」についての説明は以上でございます。
委員長	ただ今事務局より説明がございましたが、「第１章」について、市民アンケートの意見も含め、委員の皆様からご意見やご質疑はございませんか。
委員	(「なし」の声)
委員長	ご質疑がないようでしたら、「第２章」について、事務局の説明を求めます。
事務局	「第２章」は、自治の基本理念と自治を進める上での基本原則を定めているところです。 市民アンケートでの具体的な修正意見はございません。

	「第２章」についての説明は以上でございます。
委員長	「第２章」については、市民アンケートでは修正意見等はなかったとのことですが、委員の皆様からご意見やご質疑はございませんか。
委員	(「なし」の声)
委員長	ご質疑がないようでしたら、「第３章」について、事務局の説明を求めます。
事務局	「第３章」は、市民の権利や責務、議会、市長等の基本的役割と責務について記載しています。 市民アンケートでの具体的な修正意見としまして、まず第６条について、市民の責務である「まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること」との表現が強すぎるように感じる。身体的、経済的などの理由により、積極的に参画し、努めることが難しい人々もいるのではないかと、そのものでした。市の見解ですが、第４条の基本原則にありますように、まちづくりへの参画とそうした行動については、それぞれの立場や自分でできる範囲内で取り組むことを念頭に置いた規定となっており、まちづくりへの参加を強いるものではないことを逐条解説にも記載しているところです。 次に、第７条の議会の役割について、もう少し明確に規定すべきではないかとのご意見がございました。それについての市の見解ですが、本条例では平成２１年に施行された「大分市議会基本条例」で謳われている内容のうち、特に重要な事柄を抽出し規定したもので、その他、議会の活動原則や市民及び市長との関係等の基本的事項については、「大分市議会基本条例」に別途、定めるところです。 次に、第８条の市長等の基本的役割と責務と、第９条の市長の基本的役割と責務について、違いが不明確であること。またその取組の進捗状況を市民に対して公表する旨の規定を設けるべきとの意見がございました。市の見解ですが、市長をはじめ教育委員会等、地方自治法に規定する「執行機関」を総括して「市長等」と表現し第８条に規定し、その中で特に行政を代表する「市長」については第９条に規定しています。また、取組の進捗状況については、例えば、総合計画については第１１条に、行政評価については第１５条にそれぞれ市民に公表する旨の規定を設け、毎年定期的に公表しているところです。 次に、第９条の行政運営や、次の第４章第１２条の財政運営について、結果報告の実施についても明示すべきではないかとのご意見をいただきました。市の見解ですが、第９条第３項の「効率的な行政運営」を実現するための方策としては、第１５条に規定する行政評価などを行っており、その結果の公表についても同条第２項に明記しています。また、第１２条に規定する財政運営についても、別途「大分市財政状況の公表に関する条例」に基づき財政状況について毎年度公表することを明記するなど、個別の条例で明記しているところです。 次に、市民アンケートでの修正意見ではございませんが、前回第２回検討委員会において委員さんよりいただいたご意見についてご説明いたします。市民の権利を謳った第５条について、本来「安全」があって初めて「安心」が生ま

	れるのであって、「安心で安全かつ快適な生活」とある現在の条文の語順を「安全で安心かつ快適な生活」と変更すべきではないかとのご意見でございました。市の見解としまして、策定時の外部検討委員会の議論において、大分市オリジナルの規定として第１項で設けられたところで、確かにご指摘いただきました通り、市民の生命や財産を守るために必要な防災・防犯に関する取組を進めるにあたっては、「安全・安心」の語順で表現するケースもありますが、本条例では、防犯や防災を含め、福祉の向上など市民の基本的な権利が尊重される環境が整えられるよう、あらゆる安心や快適性を求めるべきとの考えのもと、「安心で安全かつ快適な生活」と表現しているところでございます。 「第３章」についての説明は以上でございます。
委員長	ただ今事務局より説明がございましたが、「第３章」について、市民アンケートの意見も含め、委員の皆様からご意見やご質疑はございませんか。
委員	（「なし」の声）
委員長	ご質疑がないようでしたら、「第４章」について、事務局の説明を求めます。
事務局	「第４章」では、総合計画をはじめ、行政運営に必要な事項について記載をしています。 市民アンケートでの具体的な修正意見としまして、まず、第１５条「外部評価を可能な限り公開で行うものとする」の「可能な限り」を削除し、「外部評価を公開で行うものとする」とすべきとの意見がございました。市の見解といたしまして、外部評価については特定の個人に関する情報など、「大分市情報公開条例」において非公開とすべき情報を取り扱うケースも考えられるため、本条においては「可能な限り公開」という表現としているところです。 次に、第１７条の情報公開について、具体的に条例で謳うべきとのご意見がございました。市の見解としまして、具体的な手続き等については、別途「大分市情報公開条例」において規定し、取り組むこととしているところです。 次に、第２０条の危機管理体制の整備につきまして、市民の対応などについても定めた方がよいのではないかとのご意見がございました。市の見解としまして、第２０条については、「第４章」の「行政運営」としての「危機管理体制の整備等」を謳っているところであり、取組の推進に当たっては、市民、議会、行政が協働して取り組むことを前提としていること、さらに、市民の対応などの個別具体的な施策については、本条例に基づいて作成する「大分市地域防災計画」において、市民の基本的責務を規定し、取り組むこととしています。 説明は以上でございます。
委員長	ただ今事務局より説明がございましたが、「第４章」について、市民アンケートの意見も含め、委員の皆様からご意見やご質疑はございませんか。
委員	（「なし」の声）

委員長	ご質疑がないようでしたら、「第５章」について、事務局の説明を求めます。
事務局	「第５章」は市民参画をはじめ協働の推進について定めています。 市民アンケートでは、第２７条の審議会、懇話会について、役割や設置基準などもう少し具体的に明記し、幅広い分野で積極的に設置すべきではないかとの意見がございました。市の見解ですが、これまで、法令の定めにより設置する審議会や市の計画の策定及び施設整備等に関して必要に応じて設置する懇話会を通して、多くの市民意見を参考にしてきたところですが、具体的な委員の選任や会議の運営については「大分市審議会等の設置及び運営等に関する規程」において詳細に規定しているところです。 説明は以上でございます。
委員長	ただ今事務局より説明がございましたが、「第５章」について市民アンケートの意見も含め、委員の皆様からご意見やご質疑はございませんか。
委員	私は前回欠席してしまい大変恐縮だったのですが、パブリックコメントは以前に比べてだいぶ減っているのですね。条例の中に詳しく記載するような内容ではないと思いますけれども、資料を拝見していて、その点が気付いたところでございます。
委員長	市の見解については特段問題ないということによいのですよね。
委員	はい。
委員長	他にございませんか。
	それでは、ご質疑がないようでしたら、「第６章」について、事務局の説明を求めます。
事務局	「第６章」では、都市内分権や地域コミュニティなど、本市の自治を推進するにあたってこれから重要になってくる事項について定めているところです。 市民アンケートでの具体的な修正意見はございません。 「第６章」についての説明は以上でございます。
委員長	「第６章」については、市民アンケートでは修正意見等はなかったとのことですが、委員の皆様からご意見やご質疑はございませんか。
委員	私は町内会、自治会であれこれ皆様の協力をお願いしております。 市民からの具体的な修正意見の中で、身体的、経済的理由などによりまちづくりへの参画が難しい方についての意見がありましたが、そのような方々について心配りをする必要があるのは認識しており、このところについて具体的に修正すべきとは思っておりませんが、まちづくりの推進に当たっては、地域分権というような言葉もありますが、やはり実態は地域によって様々です。住んでいる人によっては、全くお願いしても参加してこない人もいて、様々です。

	したがって言葉は条例ですからこれでよくて、あまり細かく規定するとむしろ動きが悪くなるということもあると思いますが、実際に運用に当たっては、行政、あるいは市議会の皆様には優しい心配りをお願いしたいと思います。要するに、もちろん先進的な地域もありますが、力量は様々であるということです。地域分権という言葉もあって、様々地域に期待するところもあると思いますが、実際の運用に当たっては色々な差があるわけです。行政も議会もその辺に配慮をしていただきたいと思います。 文言については特にございません。
委員長	私の方からですが、条文の中に都市内分権という言葉が入っていますが、都市内分権という言葉はあまり使わないのではないですかね。地域分権とかですね。国からは地方分権ですが。ただ、今までこれで来ているわけですね。今までこれで来ているのでどうということではないのですが。
事務局	この都市内分権は、今委員長の方からも地方分権という言葉も出ましたが、地方分権は国と地方の関係の中で色々な権限を地方に移譲するという話なのですが、都市内分権と言いますのは、この大分市のエリアの中で、地域に色々な権限をおろして行って、身近なところで事業をしていただくという地域内分権という方法が一つと、あとは行政の話になるのですが、支所などに権限をおろして支所をキーにしながらまちづくりを進めていこうという行政内分権という二つの流れになっているところです。基本的にはこの条例を策定した時に、まちづくりについては市民の身近なところで事業をしていくべきとの考え方に基つき、行政が持つ権限や財源を地域におろして行って皆さんでまちづくりをしていただくと、より効率的、効果的に進むのではないかとということで、この条文が規定をされたということになっております。
委員長	今逐条解説の所を説明していただきましたが、条文はこのままで良いですかね。
委員	(「はい」の声)
委員長	それでは、「第7章」について、事務局の説明を求めます。
事務局	「第7章」は、この条例の最高規範性について定めているところです。市民アンケートでの具体的な修正意見はございません。 「第7章」についての説明は以上でございます。
委員長	「第7章」については、市民アンケートでは修正意見等はなかったのですが、委員の皆様からご意見やご質疑はございませんか。ここについてはよろしいですね。 では、ご質疑がないようでしたら、「附則」について、事務局の説明を求めます。

事務局	「附則」については、条例の施行期日及び見直しについて定めているところです。 市民アンケートでの具体的な修正意見ですが、見直し期間を5年より短くすべきとのものでした。市の見解ですが、社会経済情勢の変化に即応し、常に時代の流れに沿ったものとなるよう見直し規定が設けられているところですが、自治基本条例に基づき策定される総合計画や他の多くの関連計画の評価・検証とその結果の反映には一定期間を要することから、これらの計画の計画期間と同様に5年に1度見直しを行うこととしているところです。 「附則」についての説明は以上でございます。
委員長	ただ今、事務局より説明がございましたが、「附則」について、市民アンケートの意見も含め、委員の皆様からご意見やご質疑はございませんか。
委員	(「なし」の声)
委員長	ご質疑がないようでしたら、「その他（新たな視点の追加について）」について、事務局の説明を求めます。
事務局	ここまでは既存の条文についての修正意見でしたが、ここでは、これまでの条文にない新たな視点の追加についての意見及び市の見解を説明させていただきます。 まず、「まちづくり」や「子ども」の定義をすべきとの意見でございますが、「まちづくり」の定義については、それぞれの地域の現状や時代背景に応じた解釈に委ねることとしています。また、「子ども」の定義についても、本市が定める他の条例等の中で必要に応じて定義されるべきものと判断しており、本条例ではあえて規定しておりません。 次に、障がい者や高齢者等に配慮する条文を加えるべきとの意見でございますが、本条例で規定する「市民」の中には、当然障がい者や高齢者も含まれており、さらに、障がい者や高齢者等に配慮した具体的な施策については、個別の条例をはじめ、総合計画や各個別計画において位置付け取り組んでいるところです。 次に、市民が歴史と文化に裏打ちされたアイデンティティを得ることができるよう、史跡などの文化財や地域の歴史を示す地名などを大切にす政策や責務を明記すべきとの意見でございますが、本条例の前文にこの意見に係る理念が規定されています。また、個別具体的には「大分市文化財保護条例」において、本市の重要な文化財の保存及び活用のための必要な措置を講じることにより、市民の文化的向上に資することが明記されており、これらの条例に基づき具体的な取組を進めているところです。 次に、地球温暖化の進行に対応する条文を加えるべきではないかとの意見でございますが、地球温暖化の取組などの個別具体的な施策については、「大分市環境基本条例」をはじめとして、本条例に基づいて作成する個別計画において規定し、取り組むこととしているところです。 次に、地区ごとに特色あるまちづくりを進めるべきではないかとの意見で

	ざいますが、本条例は、本市の自治やまちづくりの基本的なルールを定めるもので、地域特性を踏まえたまちづくりの展開については、本条例で定めるまちづくりの基本的ルールのもと、都市計画や福祉など各分野で策定する個別計画で必要な施策を盛り込んでいます。さらに具体的には校区単位等で実施する地域まちづくり活性化事業などに取り組んでいるところです。 最後に、子育て施策や高齢者施策の充実など、将来の発展について明記すべきではないかとの意見でございますが、子育て施策や高齢者施策などの個別具体的な施策については、本条例に基づいて作成する個別計画において規定し、取り組むこととしています。 説明は以上でございます。
委員長	ただ今、事務局より説明がございましたが、「その他（新たな視点の追加について）」について、市民アンケートの意見も含め、委員の皆様からご意見やご質疑はございませんか。
委員	一番初めのまちづくりの定義の所で、この条文を読むにあたっては、その定義が分からないと、そもそもこの条文が読めないと思います。まちづくりに対しての色々な人の考えというか、広義的な意味があると思うので、もしこの市の見解のように、これは広い意味で捉えているのですというのであれば、それはそれで明記してよいのではないかという気がします。
委員長	明記するとすれば、どこに明記するのがよいでしょうか。前文には多少その文言が出てくるのですがね。
委員	よいですか。これは新しく追加するとなると難しいところがあると思いますが、前文の最後の４行の所を読めば「互いに人権を尊重し、ともに考え、行動し、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、子どもや孫の世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことを誓い・・・」とこうあるから、まあその辺にまとめて、この理念を結局多くの人が共有すればよいと私は思いますので、前文のこの最後の４行は市民の皆さんに周知徹底していただきたいと思います。
委員	この４行を読んでも、「ああこれがまちづくりだ」という感じにすんなり入ってこないというか、そういう風に思ったのですが、確かにそのように読み込めば、そういう風に解釈もできるのかなとも思ったので、もう少し読み込んでもらうということは大切なのかもしれません。
委員	確かにまちづくりという言葉が、やや抽象的で幅広いもので、だからいい言葉があればよいのですが、私もまちづくりという言葉は良く分からない。
委員長	まちづくりについては、第６章、条文でいえば第２８条から第３１条に取り上げているわけですが。
事務局	委員長よろしいでしょうか。補足の説明をさせて頂きたいのですが、今まち

	づくりという言葉が出ましたので、今お手元のファイルの資料の第3条の基本理念の所の9ページ、10ページをお開きいただきたいのですが、こちらの逐条解説の※印のところに定義について若干ふれております。そちらの10ページの所で、まちづくりについていったん定義をしているのですが、実はこれも策定の時の議論として、今委員さんの意見にもあったように、まちづくりについての捉え方とか価値観とかが人によって違うところもあるというところと、あとはまちづくりに携わる方々の立場もそれぞれ違ったりとかいうことがございますので、あえてそこに定義を載せてはいるのですが、この自治基本条例ではむしろ厳密な定義はせずに、それぞれの地域や論じる人の状況によって様々な捉え方ができる余地を残すべきであるという形で整理した経過があります。 委員長のお話しにもありましたが、まちづくりの推進が第6章にあります、まちづくりを進める方法やルールがこちらに書いておりますので、こちらままちづくりの方法というところで市民の方々に浸透していければいいのかなという位置づけになっているところでございます。
委員長	今の説明でよろしいでしょうか。
委員	(「はい」の声)
委員長	一応本日の議論は終わったのですが、今後の流れがどのようになるのか、事務局の方から説明をしていただけますか。
事務局	今章ごとに説明させていただく中でご意見をいただいたわけですが、今後は会議でいただいたご意見をもとに最終的には委員会から市長に提言をいただくというような段取りになっております。 本日はせっかくお集まりいただいているわけですので、特に条例の運用、市政運営やまちづくりの推進に係る部分でもし委員の皆様から再度ご意見がございましたら伺いたいと思いますし、また皆様日頃から様々な立場で大分市のまちづくりにご協力いただいたり、積極的に参加していただいているわけですので、もし日常的なまちづくりの中で、お気づきの点等ありましたらこの機会にご意見をいただきたいと思っております。
委員	大分市まちづくり自治基本条例のこの「まちづくり」を取っても良いのではないかと思ったわけです。大分市自治基本条例と。それで結局このまちづくりという言葉は頻繁に使われますが、私も含めて多くの皆様はよく理解できていません。結局地域コミュニティの確立をしっかりと所に持っていきたいということなのだろうと思うのですが、要するに私も含めて多くの方はまちづくりという言葉ではなかなか実感としてそれを捉えづらと思います。だからそういう所については、ぜひ市報の中などで伝えて頂きたいと思います。そうしないと皆さんに呼びかけるときに、皆さんはまちづくりを漠然としかイメージできないと思いますので、だからそういうところをお願いしたい。そしてそれを分かってもらえれば、何か様々な活動をお願いするときにもうちよっ乗って来てくれそうな気がしています。

委員長	そのようにまちづくりという言葉がよく分かるように機会があるごとに市報などで広報して欲しいと思います。まちづくりの一環でと言ったときにつかみ切れず乗ってこない人が多い状況がありますので。そういうことでやっていただければ、自治会、町内会はなかなか皆さんの協力を十分得られないわけでありますので、そういうきっかけにしていいただければと思います。 最初にまちづくり自治基本条例とした背景というか過程があれば教えてください。自治基本条例ではだめなのか、まちづくり条例ではだめなのか。
委員	もう5、6年以上前の話になると思うのですが、最高規範となる条例を作るべきだということで議論を進めていました。その時には、全国的にはまちづくり条例というものもありましたし、自治基本条例というものもございました。事務局としましては、どちらかという自治基本条例の方が好ましいのではないかとこの形で議論を進めようとしていましたけれども、まちづくりという観点も極めて重要だと。まちづくり自治基本条例というのは皆様もご存知かもしれませんが、過去の話になりますと、どちらかと言いますとハード的な整備が主体となっていました。砂利の採取をしてはいけないとか、こういう形で道路をつくってはいけないとか、そういった意味でのまちづくり条例というのが当初の条例の形だったのですけれども、ソフト施策も講じたような条例がだんだんまちづくり条例の中にも入ってくるようになりました。その一方で、自治基本条例、自治をどのように担っていくのか、ここに書いていますように、いわゆる団体自治と住民自治というのがあるわけですが、住民の皆さんはどちらかという住民自治の方が身近に感じられていると思いますけれども、こういったものを総合的に見ますと、自治基本条例だけでは足りない、まちづくり条例だけでも足りない。まちづくりと自治を兼ね備えた最高規範を作るべきだということで、最終的に委員会の皆様の合意を得たところでございます。そこで先程の話になるのですが、それでは、自治という定義、まちづくりという定義をどうすべきかということになったのですが、当然のことながら、これは規定をした方がよいという意見も多く出されました。しかしこの段階で規定してしまいますと、この定義によって限定されてしまう恐れがあるのではないかと。これからの大分市のまちづくり、自治を担うためには、あえて定義をせずに取り組むことが大切ではないかと。ただよく分からない面もあるので、この解釈の中で大体のことを記して理解していただいて、この条例のもとにもっと前に進む大分市であってほしいということで、最終的に整理がされたという経緯がございました。以上でございます。
委員	パーっとみて、日頃PTAも含めて、まちづくりということで学校を中心に私たちはやってきているのですけれども、これは第4章になるのかなと思うのですけれども、職員の責務というところまでこの条例で載せてくださいということではないのですが、このパンフレットを見ていて、2ページ目はまちづくりとは、市役所や市民が行う活動ということで、見守りを市役所も市民も一緒に行いますよということを書いていて、5ページに行くと、市役所が事業の計画を立てる、予算の案を作成するなど書かれていて、なんとなく引き気味だ

	なという感じを受けました。6ページに行くと言中辺に地域の人とふれあうとなっていて、なんとなく日頃やっている私としてはもう職員の仕事自体が自治に関わることなのだから、職員が住んでいる所のリーダーシップをとっていくということに大分市はもっと取り組むべきかなと思います。もろに評価制度ということまでは言わないのですが、なんとなく今の市役所の職員さん、もちろんPTAにしても何にしても頑張っているのですが、ちょっと引き気味の所が多いので、引き気味ではなくて、時間外とまでは言わないのですが、そういうところの考え方をぜひ職員さんにおろしてあげると、能力のある方はたくさんいらっしゃると思います。それとまちづくりの所で言いますと、もちろん今行政サービスを民間にどんどん移している中で、また行政に戻すというのはどうかと思いますが、このまちづくりに関してだけは、やはりもっともっと職員さんが出ていけるような環境づくりが大分市全体で出来ると、もっといいのではないかなと思います。
委員長	今のお話しは実態ということで、この条例そのものの修正は良いということですね。
委員	はい。
委員長	このみんなで進めるまちづくりのパンフレットは、最初にまちづくりとは、自治とは、条例とは、ということで、まちづくりについては地域の課題を解決し、暮らしやすいまちにするために、市役所や市民が行う活動。自治とは、自分たちの地域のことは自分たちで考え、自分たちで決めて、責任を持って治めること。とありますので、両方合わせてまちづくり自治基本条例でよいかなと思いますが、どうでしょうか。わざわざ修正する必要はないかなと思います。これまでずっとこれで来ていますし、自治基本条例だけにする必要も、まちづくり条例にする必要もないのではないかなと思います。
委員	このとおりで良いと思います。中身が分かれば皆さんは納得すると思いますので。このパンフレットは全戸配布したのですかね。
委員	過去にはこの条例を広く市民に分かるように、自治会長さんにも分かるようにこのような冊子を配ったことがあったかと。
事務局	このパンフレットは全戸配布しておらず、まちづくり出張教室などで色々な団体の皆様に説明するときに使ったりしています。それと毎年市報で、自治基本条例の周知のページを年1回確保して周知をしているところなのですが、皆様のご意見にもありましたように、まだまだ足りない状況というところも認識しております。
委員	わかりました。今後は今まで以上に皆様に周知徹底するようお願いいたします。

委員長	それではまとめに入りたいと思いますが、本日の検討委員会では委員の皆様より多くのご意見をいただきましたが、検討委員会としましては、条例の運用面につきましては、条文そのものの改正までは必要ないということでしょうか。
委員	(「はい」の声)
委員長	それでは、今後は検討委員会としての提言を作成していく必要がございますが、本日の議論を踏まえ、そのたたき台となる提言(案)を事務局に作成いただき、次回の検討委員会において委員の皆様にご議論いただくということでしょうか。
委員	(「はい」の声)
委員長	それでは、次回の検討委員会までに事務局で提言案を作成していただくようお願いします。 次に、議事(2)のその他についてですが、事務局から何かありますか。
事務局	特にございません。
委員長	はい。それでは、以上をもちまして、第3回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会を終了いたします。 事務局にお返しします。
事務局	奥田委員長さん、どうもありがとうございました。 委員の皆様におかれましても、ご多忙のところ大変ありがとうございました。 次回第4回検討委員会につきましては、先般ご案内させていただきましたとおり、11月18日10時より、議会棟4階全員協議会室で開催いたしますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。 本日はどうもありがとうございました。